

『病院調達業務実務者会議』への参加規約

第1条（規約の適用）

本規約は、病院調達業務実務者会議・事務局（以下「当局」という）が運営する「病院調達業務実務者会議」（以下「当会議」という）に参加する者、または法人（以下「参加者」という）の間で全てにおいて相互に適用されます。

第2条（参加資格）

当会議への参加は、該当エリアの医療機関、または法人と、当局から案内を受けた者、または法人に限ります。

第3条（開催目的）

当会議は、医療機関が主体となりエリア内の他施設と、各施設の状況や課題について情報交換・共有を行い、有益な解決策を見出すことを目的に開催します。

第4条（参加費用）

参加費用は無料とします。

第5条（情報等の取扱い）

- (1) 当会議の内容は自施設の業務範囲のみで使用するものとし、いかなる場合においても、参加者個人の私的利用を禁止し、第三者に対して頒布、販売、譲渡、貸与、修正、使用許諾等を行ってはならないものとします。
- (2) 当会議の参加に際して、他の参加者から取得した一切の個人情報・その他情報について、いかなる場合においても第三者に対し開示または漏洩してはならないものとします。また、当局は、参加者による他の参加者の個人情報・その他情報の取扱・漏洩に関して一切の責任を負わないものとします。

第6条（個人情報利用目的）

参加申込でいただいた情報の内、氏名や連絡先、病院名等、個人が特定される情報に関しては責任を持って管理します。その他の個人が特定されない情報に関しては、運営上必要な場合または参加者のよりよい利用のために限って使用することがあります。

第7条（禁止事項）

以下の行為は禁止とします。

- (1) 当会議の趣旨及び目的に反する行動、言動、並びに営業、宣伝など自己の利益のみを追求する行為。
- (2) 他の参加者、または第三者の著作権、財産、プライバシーその他の権利を侵害する行為、またはこれらを侵害する恐れのある行為。
- (3) 他の参加者、または第三者に不利益もしくは損害を与える行為、または与える恐れのある行為。

第8条（講座の申込）

- (1) 当会議の参加希望者は、参加規約を熟読し同意をする者のみ参加の申込を行い、氏名・連絡先、その他別途定める事項について、正確且つ最新の情報を申込書その他に記載して提供するものとします。
- (2) 申込時に登録した氏名・連絡先、その他別途定める事項に関して、情報に変更が生じた場合は速やかに当局に連絡するものとします。
- (3) 当会議の参加希望者は、匿名での参加は不可とします。

第9条（当局による録音・録画）

当局は、当会議の品質向上のため、会議内容の全部または一部を録音、録画することができるものとします。

第10条（利用の停止等）

- (1) 参加者が以下の各号のいずれかの事由に該当する場合、当局は、事前に通知または催告することなく、当該参加者による当会議の参加を停止することができます。
 1. 本規約のいずれかの条項に違反した場合
 2. 当局に提供した登録事項の全部または一部につき虚偽、誤記または記載漏れがあった場合
 3. 過去当局との契約に違反した者またはその関係者であると当局が判断した場合
 4. その他、当局が参加者による当会議の参加を適当でないと判断した場合
- (2) 当局は、本条に基づき当局の行為により参加者に生じた損害について一切の責任を負いません。
- (3) 当局は、本条1項各号に該当する参加者に対し、損害賠償請求権等の法的措置をとる場合があります。

第11条（免責）

- (1) 当会議において提供する情報について、その内容の完全性、正確性、適用性、有用性等に関し、いかなる保証もしないものとします。
- (2) 参加者、または当局以外の第三者に起因する事由、天災によって、参加者が当会議を利用できない場合、いかなる責任も負わないものとします。

第12条（協議事項）

本規約に定めのない事項または本規約の各条項の解釈に疑義が生じたときは、当局及び参加者は、各自誠意をもって協議し、円満にその解決に努めるものとします。

第13条（規約の変更）

当局は、参加者に予告なく、本規約を変更することがあります。この場合には、参加者は、当該変更が参加者に通

知された時点以降、変更後の規約に従うものとします。